

厚生労働大臣
加藤勝信様

介護事業所における新型コロナウイルス感染症が発症した際の地域支援体制構築について

令和2年3月16日

全国介護事業者政治連盟

会長 久野義博

一般社団法人全国介護事業者連盟

感染症及び災害対策委員会委員長 斉藤正行

新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化する中、国民一丸となった対策が急務であるとの認識のもと、国民生活の安全を守るための社会インフラたる介護サービスを途切れることなく実施できる体制の構築が急務であります。

介護事業所においても利用者及び介護職員の感染が全国各地より報告されております。感染拡大防止に向けた取り組みへより一層の対策を講じるとともに、最悪の事態への準備を進める必要があります。今後、更に感染拡大が進み、介護事業所において感染者が出た場合には、濃厚接触を行った介護職員は全て自宅待機とならざるをえず、とりわけ大型の入所系の介護施設では、入居者の方々への介護サービス提供が困難となり、かつ近隣施設への転居が出来ずに入居者が介護難民状態とならないような手立てを講じる必要があります、下記のような支援体制の構築を構想致しました。

◆事業所間での職員の相互融通による地域支援体制

介護事業所において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、介護サービス提供に必要な最低限の職員数が確保できなくなった場合に、近隣の事業所において法人やサービス種別を問わず法人間の協力体制を構築し、感染者の出た事業所へ職員を出向職員として派遣することによって介護サービスの提供を維持することが可能となります。

※なお、その際には、派遣された事業所及び、派遣した事業所においては、有資格者及び介護職員の人員配置基準は柔軟な運用が可能であることは、厚生労働省より令和2年2月17日に発せられた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において記されております。

※地域支援体制のイメージ図は別紙参考資料①②を参照ください。

◆支援の実行における手順

具体的に支援を実行に移す際には、下記 3 点を最低限行う必要があります。①派遣される事業所と派遣する事業所との法人間での事前合意。②派遣される職員への事前承諾を得ること。③派遣される事業所と派遣する事業所との法人間での出向契約書の締結。また、更には派遣時期と前後して、自治体への事前相談と人員体制変更の報告、双方事業所のご入居者及びご家族への説明、派遣される職員に対する感染症対策への教育、派遣される事業所のご入居者の基本情報及び介護計画や業務におけるマニュアル・帳票類の説明、就業規則や就労環境の説明などを順次行っていく必要があります。

※具体的な実行への手引書や出向契約書のひな型などは一般社団法人全国介護事業者連盟において事例として、今後発信していく予定としております。

更には、実行に際して、地域で複数の事例が発生してきた場合には、事業所間相互の連絡や各種の調整機能を果たす地域機関の設置などが求められることとなりますが、一般社団法人全国介護事業者連盟における北海道支部、関東支部、東海支部、関西支部、九州支部においては管轄地域で必要が生じた際には、調整機能の役割を果たしていきたいと考えています。その他の地域においては、地域における介護関係団体と連携した対応が出来るようにしていきたいと考えております。

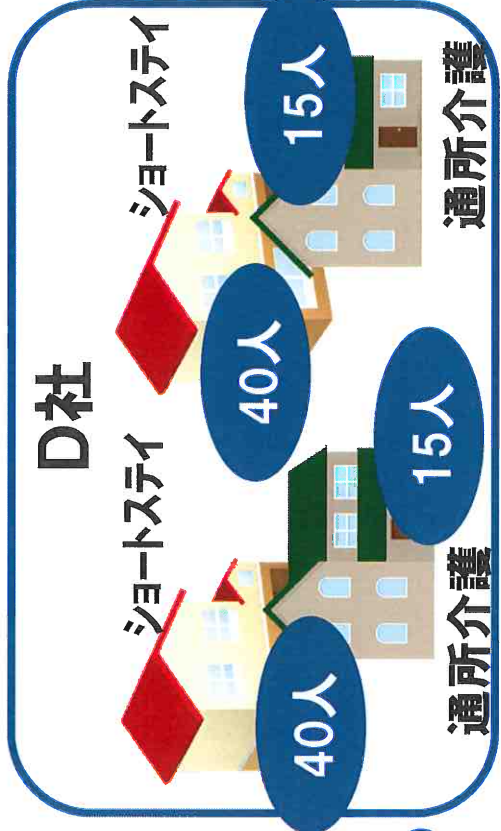
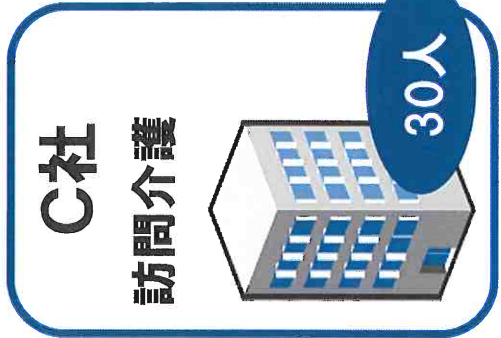
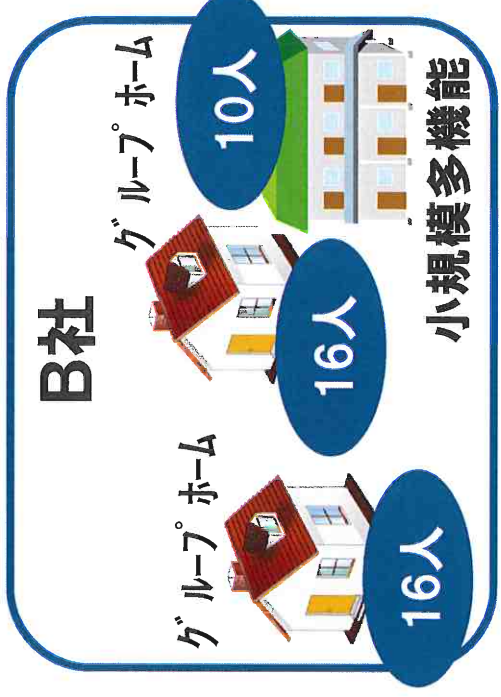
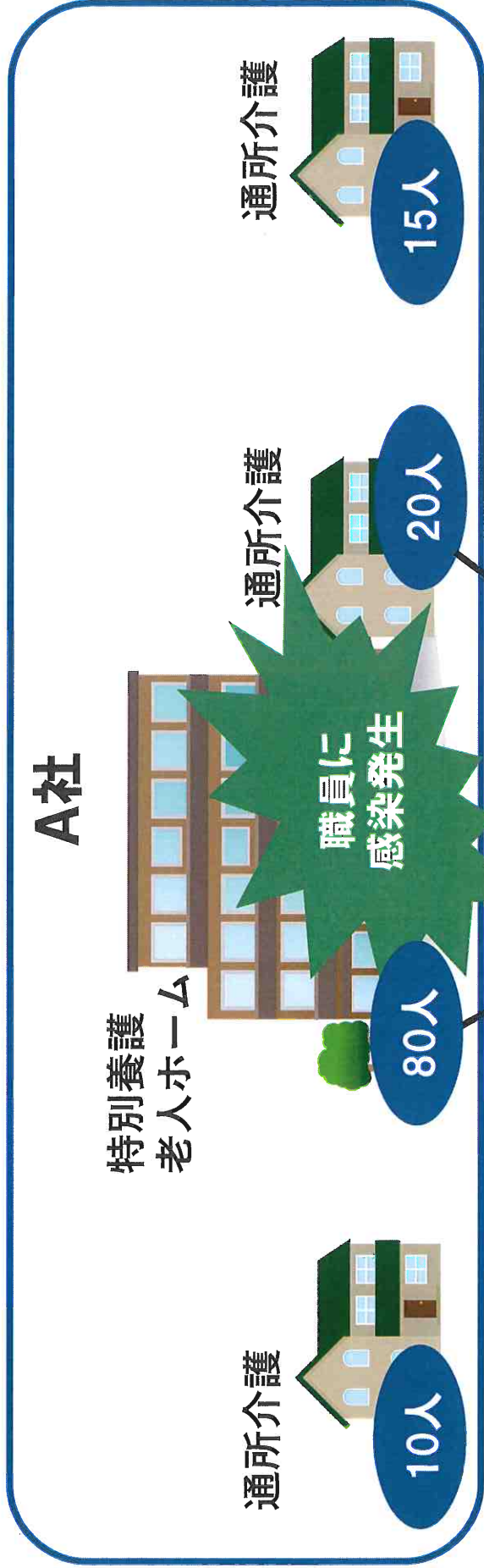
このような地域支援体制の構築に向けて、厚生労働省より様々な形で支援頂ける体制をご検討頂きたく要望申し上げます。

以上

〇〇市内における職員応援体制イメージ(1)

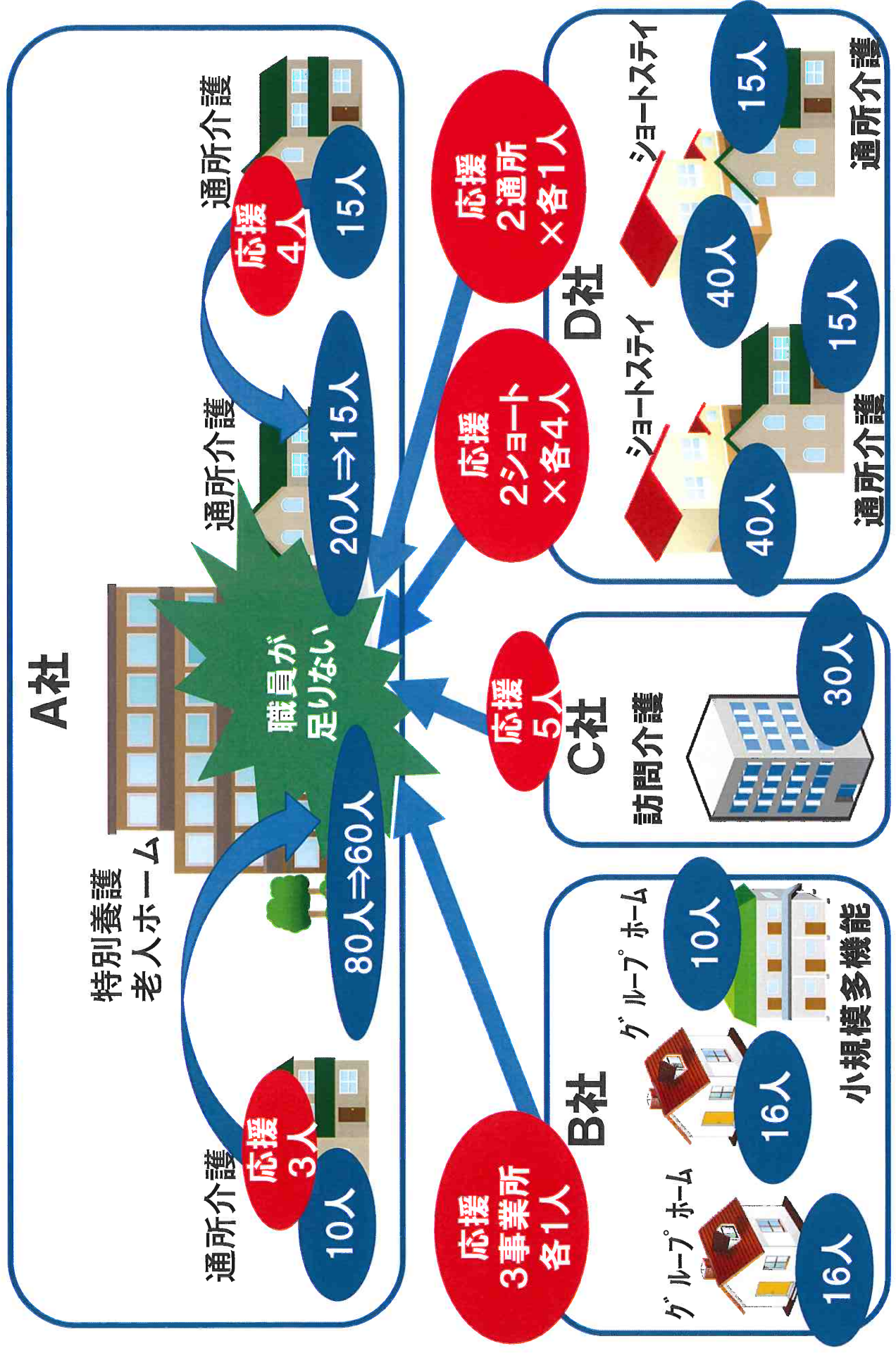
*人

は職員数



〇〇市内における職員応援体制イメージ(2)

*人は職員数



事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。

なお、具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にして頂きますようお願いいたします。

別添

事 務 連 絡
令和元年 10 月 15 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第 19 号に伴う災害における
介護報酬等の取扱いについて

今般の令和元年台風第 19 号に伴う災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、介護報酬等の取扱いについて、下記のとおり整理することといたしました。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いたします。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に指定等に係る基準（以下「指定等基準」という。）、介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、以下に示すものは例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないことを申し添えます。

記

(6) サービス提供体制強化加算の算定要件について今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、サービス提供体制強化加算の有資格者等の割合の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。また、サービス提供体制強化加算の算定要件として定期的な会議の開催を求めているサービスについては、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。

(8) 被災したことにより賃金改善実施期間内の処遇改善が困難な場合における処遇改善加算（介護予防・日常生活支援総合事業において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算相当の事業を実施している場合を含む。）の取扱いについて

① 賃金改善計画における賃金改善実施期間内の賃金改善が困難な場合

賃金改善計画における賃金改善実施期間を令和元年10月以降までに設定している処遇改善加算の申請事業者においては、被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善の実施が困難となる事例も想定されるところである。

こうした事業者については、被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者への支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者への支給がなされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。

② 実績報告書の取扱い

①の場合の事業者の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の被災状況を踏まえ、都道府県等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。